

労災保険給付一覧

保険給付の種類	こういう時は	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 ※療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災指定医療機関で療養を受けるとき)	必要な療養の給付	
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災指定医療機関以外で療養を受けるとき)	必要な療養の費用	
休業補償給付 ※休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	(休業特別支給金) 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害	障害補償年金 ※障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 ※障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族	遺族補償年金 ※遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 ※遺族一時金	(1) 遺族(補償)年金を受給できる遺族がいらないとき (2) 遺族(補償)年金を受けている遺族の方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受給する者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の一時金 (2)の場合は、1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額 (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料 ※葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	
傷病補償年金 ※傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金

<p>介護補償給付 ※介護給付</p>	<p>障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち、第1級の者又は第2級の者(精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であつて、現に介護を受けているとき</p>	<p>常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,530円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が56,720円を下回る場合は56,720円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,270円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,360円を下回る場合は28,360円</p>	
<p>二次健康診断等給付</p>	<p>(1)一次健康診断において、次のいずれにも「異常の所見」があると診断された者 ①血圧検査 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定 (2)医師により脳・心臓疾患の症状を有していないと認められること (3)特別加入者でないこと (注) ①一次健康診断より3か月以内に請求する必要あり ②1年度内に1回のみ</p>	<p>二次健康診断及び特定保健指導の給付 (1)二次健康診断 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な以下の検査 ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1c検査 (一次健康診断で行った場合には行わない) ④負荷心電図検査又は心エコー検査 ⑤頸部エコー検査 ⑥微量アルブミン尿検査 (一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性(±)又は弱陽性(+)である者に限る) (2)特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導</p>	

注1) 「保険給付の種類」欄の※印は通勤災害に係るものです。

注2) 表中の金額は平成23年4月1日現在のものです。